

A

仕様書番号	R4-58。
作成年月日	令和5年1月24日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

## 高所作業車借上役務

陸上自衛隊 武山駐屯地

# 仕 様 書

## 1 適 用

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地への高所作業車借上に要する業務に適用する。

## 2 借上場所

神奈川県横須賀市御幸浜1-1 武山駐屯地

## 3 借上期間

- (1) 令和5年2月6日(月)～3月17日(金)のうち、連続する5日間
- (2) 搬入時間0830、搬出時間1700

## 4 借上機器

トラック架装リフト 27m 1台

## 5 その他

- (1) 細部日程は、官側との事前調整により決定する。
- (2) 使用した燃料は官側にて給油する。
- (3) 機器の運搬は請負者の負担とする。
- (4) 借上機材の故障等が発生した場合は、請負者の責任において早急に修理もしくは代替えを用意する。

B

仕様書番号	R 4 - 5 7 .
作成年月日	令和 5 年 1 月 2 3 日 .
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

舞台機構設備点検保守

陸上自衛隊 武山駐屯地

## 共 通 仕 様 書

### 1 適 用

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地の当該役務に関する事項に適用する。

### 2 用語の定義

- (1) 「現場代理人」は、点検保守業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために、官側担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。また、作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- (2) 「業務作業員」は、とは、現場代理人の指揮により業務を実施する者をいう。なお、現場代理人は、業務作業員を兼ねることができる。
- (3) 「作業」とは、本仕様書で定める点検保守に当たることをいう。
- (4) 「点検」とは、対象部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (5) 「保守」とは、点検の結果に基づき、対象部分の機能回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装、その他、これらに類する軽微な作業をいう。

### 3 受注者の負担の範囲

- (1) 点検保守に必要な電気、水道等は、受注者側の負担とする。但し、点検保守の対象設備の試運転に係わる電気、水道等は、その限りではない。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されている物を除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

### 4 疑義に対する協議等

本仕様書において、明記されていない事項等が生じた場合は、官側と受注者が結論を得るために合議し、業務の円滑な遂行を図ること。なお、軽微な変更については、請負金額の増減、又は工期の延長はしないものとする。

### 5 報告書の書式等

報告書の書式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修「建築保全業務報告書作成の手引き」に基づき作成し、事前に官側の承諾を受けること。

### 6 関係法令等の遵守

点検保守の実施に当たり、適用を受ける関係法令等（労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償法等）及び官側の規定を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

## 7 業務条件

点検保守を行う日時は、原則として平日の0815～1700までとする。なお、業務日時を変更する必要がある場合は、事前に官側の承諾を受けること。

## 8 業務の現場管理及び安全管理

- (1) 作業場への業務作業等者の出入りの管理、風紀衛生の取締り及び火災、盗難、その他の事故防止については、受注者の責任でこれを管理すること。
- (2) 作業場は、常に整理整頓及び清掃を行い、安全管理に努めること。
- (3) 作業場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないように十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、受注者の負担において、修復すること。
- (4) 作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ官側の承諾を受けるものとし、その取扱に際しては、十分注意すること。
- (5) 作業に関係ない場所及び室への出入りは、禁止する。

## 9 発生材の処理等

引渡しを要する鉄屑類等の発生材が出た場合は、発生材調書を作成して官側に提出し、駐屯地構内の官側が指示する場所に集積する。

## 10 完了の検査

受注者は、本仕様書の役務を完了した場合は、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度、検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしないものとする。

## 11 提出書類

受注者は、指定期日までに官側の指示する書式に基づき、以下の書類を提出する。

- (1) 現場代理人通知書
- (2) 役務開始届
- (3) 予定工程表
- (4) 作業日誌
- (5) 作業打合せ簿
- (6) 材料検査簿
- (7) 発生材報告書
- (8) 役務完了届
- (9) その他官側が指示したもの

## 12 写真撮影

受注者は、官側の指示に従い、点検保守前・中・後及び作業後に隠蔽になる箇所、主要な作業段階の状況、その他、官側の指示した箇所の写真を工事写真帳（A4版）

に整理し、官側に1部提出する。材料の写真は、搬入の都度、本点検保守に係る全数量・規格がわかるように撮影する。

## 特 記 仕 様 書

### 1 件 名

舞台機構設備点検保守

### 2 場 所

神奈川県横須賀市御幸浜 1 - 1 陸上自衛隊武山駐屯地

### 3 概 要

- (1) 舞台機構設備点検保守 一式
- (2) 細部の台数、形式等については、特記による。

### 4 対象設備

設置場所	設 備	規 格	数 量
講堂	電動吊物装置	三精テクノロジーズ製 電動ドラム巻取り式	6 台
	手動吊物装置	三精テクノロジーズ製 手動ウィンチ巻取り式	4 台
	固定吊物装置	三精テクノロジーズ製 固定吊式	4 台
	前舞台迫り	三精テクノロジーズ製 電動クロスレバー式及び 電動シリンダー+前舞台迫り連動式	1 台

### 5 点検保守の範囲

- (1) 点検は、点検項目表に基づき実施する。
- (2) 点検は、原則として目視、触接又は、軽打及び測定等により行う。なお、測定を行う際は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (3) 点検保守対象部分に、点検項目又は、容の対象となる部分がない場合には、当該点検項目又は、点検内容に係る点検を実施する必要はない。
- (4) 点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
  - ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
  - イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
  - ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
  - エ 消耗部品（潤滑油、グリス、充填油等、パッキン、ガスケット、Oリング類、精製水、戸車振止め、ランプ・ヒューズ類）の交換又は補充
  - オ 接触部分、回転部分等への注油
  - カ 軽微な損傷がある部分の補修
  - キ その他これらに類する軽微な作業

- (5) 点検保守対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、官側に報告すること。
- (6) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は、転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに官側に報告すること。
- (7) 点検保守結果報告書を提出すること。また、改善できていない問題があった場合は、是正方法を記載した報告書及び見積書を提出すること。
- (8) 保守期間中に機器に異常が発生した場合は、本仕様書の範囲内で改善処置を施すこと。
- (9) 点検項目表

点検等項目	点検内容
全 般	ア 本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無を点検する。 イ 表示ステッカー、警告ラベルの有無を点検する。 ウ 本体作動時の異常音の有無を点検する。
清 掃	次の各装置のほこり、余分な油及び、グリスの除去 ・電動機 ・巻上げ機全般 ・電磁ブレーキ ・制御盤 ・各シーブ、滑車
注 油	必要に応じ各軸受け部、連結部等にグリス、マシンオイルを注油 ・電動機 ・巻上げ機全般 ・滑車
舞台装置機構	ア 電動機軸受けの給油、温度、振動、異音を点検する。 イ 減速機グランド部の過熱、油漏れを点検する。 ウ ワイヤロープの磨耗、伸長、ロープテンションを点検し、調整する。 エ 滑車の給油状態を点検する。 オ ワイヤクリップ部を点検する。 カ リミットスイッチの作動状況を点検する。
制御盤	ア 動作及び反転動作を点検する。 イ ヒューズ、抵抗器、各種リレー、配線用遮断機の接触を点検する。 ウ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 エ 電源電圧を測定し、その良否を確認する。

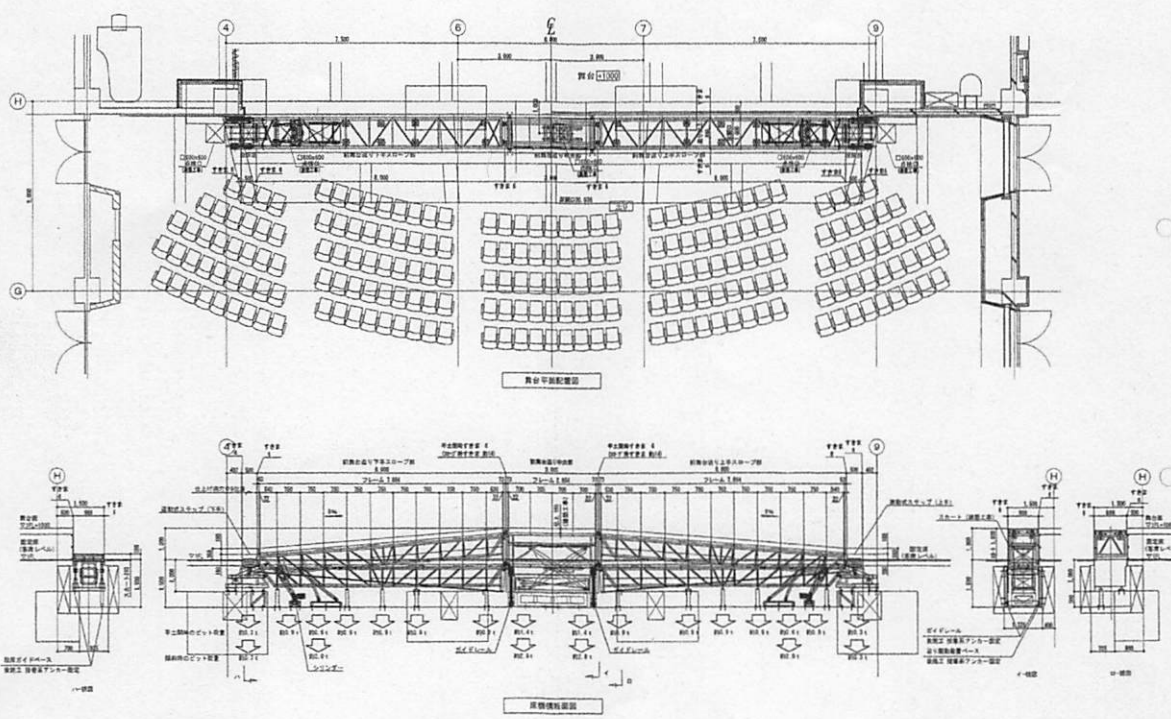


吊物機構仕様書

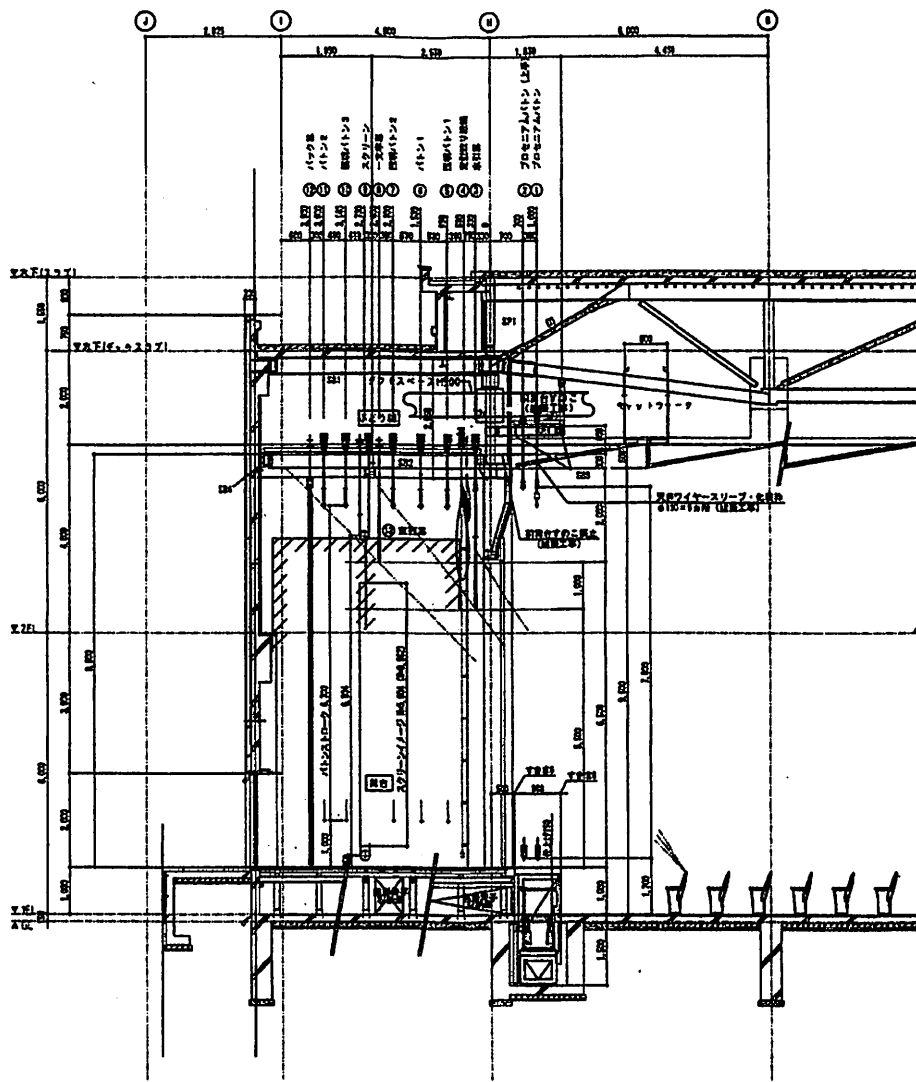
No.	品名	寸法 (mm)	材質	取付方式	固定位置 (kg)	吊钩位置 (kg)	吊钩間 距離 (mm)	ワイヤ径 (mm)	巻数	動力 (kW)	吊钩形式	制御方式	備考
1	プロセニアムハン	18,000	鋼板	電動フリス巻取付式	9.0	8.00	1.0	6	7	2.2	鉛直タイプ	遠入制御	
2	プロセニアムハン(上中)	7,000	鋼板	電動フリス巻取付式	2.0	1.00	0.5	2	0.4	鉛直タイプ	遠入制御		吊钩(20kN)は、吊钩高さ(1000mm)以下に固定して、吊钩管理位置(吊钩高さ)を1.2mとする。
3	吊钩機	18,000	鋼板	手動フリス巻取付式	9.0	8.00	—	4	7	—	—	—	
4	吊钩機(細機)	18,000	鋼板	電動フリス巻取付式	9.0	1.00	0.5	4	1.2	1.8	鉛直タイプ	遠入制御	
5	細機ハンテ	18,000	鋼板	手動フリス巻取付式	9.0	8.00	—	4	7	—	—	—	
6	ハンテ	18,000	鋼板	電動フリス巻取付式	9.0	8.00	1.0	4	7	1.8	鉛直タイプ	遠入制御	
7	細機ハンテ	18,000	鋼板	手動フリス巻取付式	9.0	8.00	—	4	7	—	—	—	
8	一ツ手機	2.0, 2.00	鋼板	固定取付式	2.0	2.00	—	4	9	—	—	—	吊钩管理位置(吊钩高さ)を1.2mとする。
9	スクリュー	11,000	鋼板	電動フリス巻取付式	2.00	1.00	1.0	4	2	0.75	鉛直タイプ	遠入制御	
10	細機ハンテ	18,000	鋼板	手動フリス巻取付式	9.0	8.00	—	4	7	—	—	—	
11	ハンテ	18,000	鋼板	電動フリス巻取付式	9.0	8.00	1.0	4	7	1.8	鉛直タイプ	遠入制御	
12	ハンテ	2.0, 2.00	鋼板	固定取付式	2.00	1.00	—	4	9	—	—	—	
13	吊钩機(上中)	4,000	鋼板	固定取付式	2.0	2.0	—	4	4	—	—	—	ワイヤ巻取付
14	吊钩機(下中)	4,000	鋼板	手動巻取付式	2.0	2.0	—	4	4	—	—	—	ワイヤ巻取付
													ワイヤ巻取付

床機仕様書

No.	品名	寸法 (mm)	仕様	吊钩位置 (kg)	吊钩間 距離 (mm)	巻数	動力 (kW)	備考		
1	電動巻取機(吊钩機) (上中スロープ用) (下中スロープ用)	WS, 600X600 WS, 600X600 WS, 600X600	1,000	2	電動アシストレバー式 電動アシストレバー式 電動アシストレバー式	100 0 0	2.0 3.0 3.0	約1.0 0.75 0.75	遠入制御 遠入制御 遠入制御	上中時は、スロープの位置・位置の両方を制御する。 細機時は、巻取機1台のみを、遠入制御する。 細機時は、巻取機1台のみを、遠入制御する。

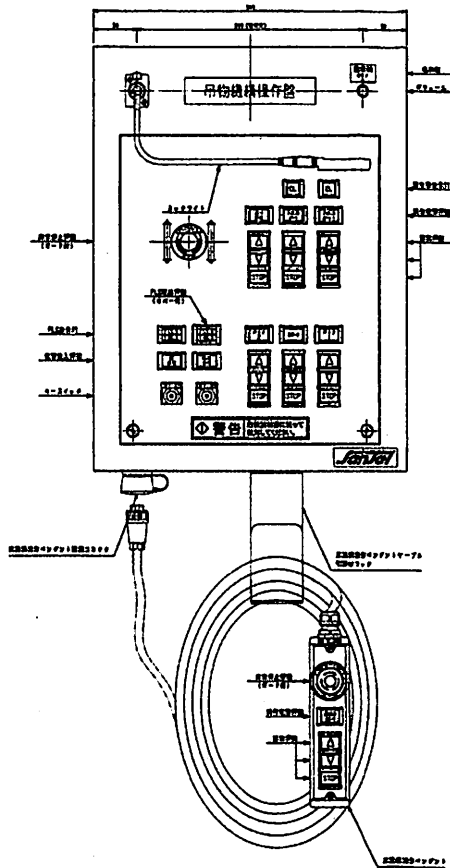
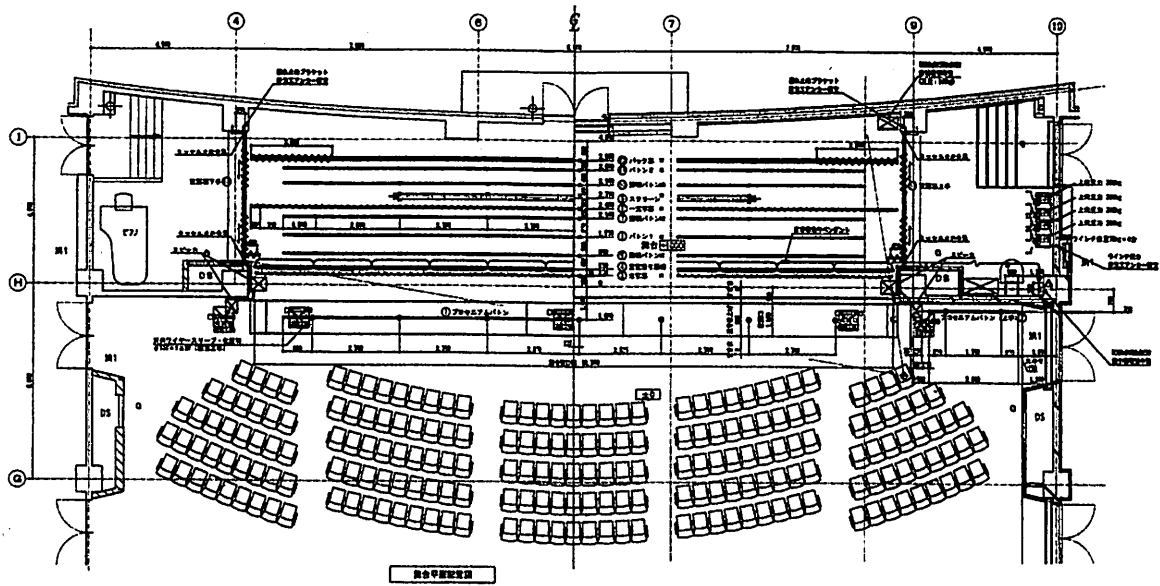


役務名称	舞台機構設備点検保守
図面名称	構造仕様書・他



舞台断面図

役務名称	舞台機構設備点検保守
図面名称	舞台断面図



記号	説明	記号	説明
△	吊物機外付制御	△	吊物機外付制御
▽	吊物機外付制御	▽	吊物機外付制御
○	吊物機外付制御	○	吊物機外付制御
□	吊物機外付制御	□	吊物機外付制御
◇	吊物機外付制御	◇	吊物機外付制御
×	吊物機外付制御	×	吊物機外付制御
+	吊物機外付制御	+	吊物機外付制御
-	吊物機外付制御	-	吊物機外付制御
.	吊物機外付制御	.	吊物機外付制御
0	吊物機外付制御	0	吊物機外付制御

役務名称	舞台機構設備点検保守
図面名称	舞台平面配置図・他

c

仕 様 書						
レーザープリンタ修理	作成部隊	高等工科大学校教育部				
	仕様書番号	第9-14号				
	作成年月日	令和5年1月24日				
<p>1 本仕様書は、武山駐屯地高等工科大学校で使用しているレーザープリンタ修理に対して適用する。</p> <p>2 契約業者は、本仕様書に規定する内容を確認し実施すること。</p> <p>3 役務実施上、不明の点その他の事項は契約担当官及び検査官の指示を受けるものとする。</p> <p>4 実施時期は、契約担当官の発注により実施し、役務終了後は、検査官の検査を受け役務完了届を1部検査官に提出すること。</p> <p>5 役務範囲は、部品交換、各部調整、機能点検、動作チェック、完了検査の順で実施するものとする。</p> <p>6 部品の保証期間は、1ヶ月とする。1ヶ月以内に修理箇所が故障した場合は、請負業者の負担とする。</p> <p>7 役務実施上不明の点、その他の事項は、契約担当官及び検査官の指示を受けるものとする。</p> <p>8 内 容 (規格等)</p> <p>(1) 製造会社 リコージャパン (株)</p> <p>(2) 形 式 I P S I O S P C 8 2 0</p> <p>(3) 修理内容</p> <table border="1"><thead><tr><th>品 名</th><th>修理内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>中間転写ユニット</td><td>部品交換</td></tr></tbody></table>			品 名	修理内容	中間転写ユニット	部品交換
品 名	修理内容					
中間転写ユニット	部品交換					
<p>9 修理役務期日：令和5年3月30日 (木)</p>						